

- 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 -

条例・規則名 東京都環境科学研究所手数料条例の一部を改正
する条例

公布年月日・番号 平成 13 年 12 月 26 日・東京都条例第 120 号

1 概要

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するものである。

具体的には、条例第 2 条（手数料）第 1 項について、次のとおり改正する。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

2 施行期日

公布の日（平成 13 年 12 月 26 日）

3 問い合わせ先

環境局環境科学研究所企画管理課庶務係
代表電話 03（3699）1331
内線 7271 - 211